

『看聞御記』に見える永享五年秋の山門（延曆寺）の訴訟についての資料紹介

下沢 敦

目次

- 一 山門の訴訟が始まる
 二 山門が出した牒状の内容
 三 山門の訴訟の展開（その一）
 四 山門が重ねて出した牒状の内容
 五 山門の訴訟の展開（その二）
 六 山門が再び重ねて出した牒状の内容
 七 山門の訴訟が一件落着する
 終わりに

始めに

この資料紹介は、十五世紀の室町時代中期に書かれた後崇光院（伏見宮貞成親王）の日記『看聞御記』に出ている永享五年（一四三三）七月から八月にかけての約三ヶ月間に及ぶ時期（閏七月が挟まれているので、約三ヶ月になる）の記事に依拠して、同時期に行われた山門（比叡山延暦寺）の訴訟（嗷訴）の一部始終について、一通り紹介する趣旨の資料紹介であり、この時の山門の訴訟（山訴）の経過を記録した日記『看聞御記』の記事の掲出文に、筆者なりの簡単な現代語訳を付記したものである。当該訴訟関連記事の引用・掲出に当たっては、原典とした続群書類従本で使用してある字体等に従うように努めたが、技術上の制約により、引用文の細部には変更や省略が相当にあることを予めお断りしておく。

一 山門の訴訟が始まる

『看聞御記』永享五年七月十八日の条によると、
抑有山訴。條々以外及嗷訴。可奉振神輿云々。山上夜々燒篝。洛中物忿云々。⁽¹⁾

【現代語訳】「ところで、現在、山門（比叡山延暦寺）から訴訟が起こされて来ていて、幾つもの要求事項について仰々しく派手に嗷訴に及んでいる。遂には日吉山王七社の神輿を京都市中に振り入れ奉ることになるだろうと噂されている。実際、比叡山の山上では、夜になると、篝火を焚いて、山門の衆徒（山徒）が氣勢を揚げている。この山門の訴訟によって、京都市中は、物情騒然としていて、普段の落ち着きを失っている。」

『看聞御記』永享五年七月十九日の条によると、

山訴不被聞食入。只可振神輿之由被仰云々。明後日^{廿日}。可振之由有風聞。⁽²⁾

【現代語訳】「京都の公武政権としては、今回の山門の訴訟（山訴）を聞き入れることはできないから、最早山門の側には、日吉山王七社の神輿を担ぎ出して振る以外には手立てはあるまいと仰せられたそうだ。明後日の申の日に、山門がいよいよ神輿を担ぎ出して振ることになるだろうという噂が飛び交っている。」

『看聞御記』永享五年七月廿日の条によると、

今御所^{入江殿}ふと入來。是神輿入洛明日必定云々。仍室町殿邊騒動。火事怖畏。彼是猥雜之間。暫落居之間。是二爲御座被入申云々。禁裏仙洞公家人々參集。警固武士等祇候。上下猥雜云々。⁽³⁾

【現代語訳】「今御所（入江殿）がふらつとお越しになった。これは、山門の衆徒の担ぐ日吉山王七社の神輿が京都市内に突入するのは、必ずや明日に相違あるまいというので、室町殿（室町幕府）の周辺が周章して大騒ぎになっている。しかも、山門の神輿振りに伴い、火事が発生する恐れもある。それやこれやで、猥りがわしく混乱を極めていたので、事態が鎮静するまでの間、暫く当地（伏見）にご滞在になるおつもりで、わざわざお運びになられたそうだ。実際、禁裏や仙洞には、公家の人々が参集して来ているし、警固の武士らも参上して来て、お側近くに控えている。上から下まで、皆猥りがわしく混乱を極めているそうだ。」

『看聞御記』永享五年七月廿一日の条によると、

神輿不振。只依申日見所如此申敷。⁽⁴⁾

【現代語訳】「案に相違して、今日のところは、山門の衆徒は、日吉山王七社の神輿を担いで京都市内に振り入れるということを全然しなかった。山門の神輿振りの日が申の日になるのではないかというのは、単なる見込みみだけであるように申ししていたに過ぎなかったもので、空振りの結果に終わったのだろうか。」

『看聞御記』永享五年七月廿二日の条によると、

自内裏御葛一合被預下。火事之御用心云々。⁽⁵⁾

【現代語訳】「今日は、内裏から当方に御葛を一箱預け下された。これは、山門による神輿振りに伴って発生する懸念のある火事のご用心のためだそうだ。」

『看聞御記』永享五年七月廿三日の条によると、

行資歸參。諸大名勢共數多上洛。洛中物念之外無他云々。諸大名遂番夜々河原取陣。馬借可防致用意云々。⁽⁶⁾

【現代語訳】「行資が京都から帰参して報告するところでは、諸大名の軍勢共が多数京都に上つて来ているので、京都市中は、ひたすら物情騒然とするばかりだそうだ。諸大名は、順番を決め、交替で、夜な夜な鴨川の河原に陣を張っているが、これは、山徒らと連携を取って行動している坂本の馬借の京都侵入を防ぐべく、防御の準備を整えているとのことである。」

『看聞御記』永享五年七月廿四日の条によると、

聞。夜前坂本馬借大勢洛中へ忍入之處。山名勢行逢。於河原致合戰揚時聲之間騒動。諸大名室町殿馳參。禁仙

へ公家人々參集。言語道斷狼雜云々。山名手物共手負。馬借も手負少々召取云々。何様山名高名云々。自内裏源氏（一合五十四帖。結構本也。被預下。火事御用心云々。）

【現代語訳】「聞くところでは、昨夜坂本の馬借が大勢で京都市内へ潜入したところ、山名の軍勢に遭遇して、鴨川の河原で合戦を始め、関の声を揚げたので、大混乱になったそうだ。諸大名は、直ちに室町殿に馳せ参じ、禁裏と仙洞には、公家の人々が参集した。言語道斷の混乱ぶりだったそうだ。山名の手の者共が負傷したが、馬借側の負傷者も若干名逮捕したとのことである。何れにせよ、先ずは山名のお手柄だということだ。内裏から当方へ源氏物語五十帖の上製本を二箱に入れて、お預け下された。これは、火事のご用心のためだとの由。」

二 山門が出した牒状の内容

また、『看聞御記』同日（永享五年七月廿四日）の条によると、
抑山門牒状一覽記之。⁽⁸⁾

【現代語訳】「ところで、山門の牒状を一覧したので、次に記しておこう。」

その後、相当長文になる山門の牒状を掲げてある。以下に全文を掲出する。

永享五年七月十九日根本中堂門籠衆議曰。可早爲管領御沙汰被申入公方事。

右山王者帝都衛護之靈神威風久扇扇九重。而皇基倍固矣。吾山者鬼門安鎮之道場。惠燈普耀万國。而百寮彌儼矣。爰今般忝奉勸七神之動座者。奸人削跡而令邪住永塞賢臣趨朝。而爲政道云開也。仍不耐懇歎之至。謹而載條目於筆端焉。

一去永享元年神輿動座之時被成下敷通之御教書之間。三千忽依開愁眉神輿御歸坐之處。無幾程悔返御下知被成置。假令御教書之條太以所歎存也。衆徒等縱雖致非據之訴訟。既優神威被裁許之間。親仰清和之善政。奉此天子之一言綸言一致之御下知。爭猥可及異變之御沙汰乎。旁以口惜次第也。凡山門訴訟者以非爲理云叡慮有之理訴何可停滯乎事。

一寶幢院者忝貞觀聖主之叡願。源家長久之苗裔也。然間彼院起立之御願依異于他。被奉寄數萬貫之要脚之刻。猷秀法師可被仰付奉行職之由望申歎之間。雖被成御下知。未能土木一支之企。結句以多年收納之土貢爲奉掠公間。致諸方之禮節之條。奉爲公方爲山門就冥顯不可然。仍猷秀猛惡之所行不可過之者也。所詮於彼要脚者悉被召返之。可致早速之造營事。

一猷秀望申尺迦堂關務不致破損之修理。而朽損之柱等或付墨塗丹成其償之條。前代未聞所行也。宜有御檢知事。
 一猷秀法師諸方借錢事。違天下之大法背山門格式。一倍之外無齋限致散用。相語奉行令押領方々所領田園等事。
 一猷秀法師者既放覺大師門徒。削山徒之名字上者。速召給衆徒手。與俗名可勿首事。
 一當國愛智庄者當社日神供之祈所也。仍坐禪院代々雖致奉行至有罪科被改奉行職者。被社中仰付歎。不然者以山徒可被申付歎之處。号御祈所被仰付守護方之條。爲神領非例事。

一當御代殊政化超于前々。撫民勝于代々。是併繼絕興廢爲御政道之處。赤松播磨守奉掠上聞。偏猷秀最眞之儀在之間。就每事不恐公方不憚外聞。就賄賂屬詔恣令許容。奉爲公方爲不忠族之間。速可被處遠流事。

一近年爲躰被沒倒山徒之所帶。被宛行公家武家甲乙人之間。顯密之要脚等令失墜。及御願之違亂之條所歎存也。所詮已前御罪科之山徒。於坐禪院等持勝行戒光者。如元可預安堵之御成敗事。

一三千聖供者佛聖燈油之要脚滿山禪徒之資糧也。如風聞者以聖供之內。山門奉行飯尾肥前守契約之令受用云々。

背御下知構已用事。

一肥前守令蟲眞猷秀事者。別而契約之子細依有之。不顧後日之突鼻。偏任欲心不弁兩方之理非片手打。万事猷秀理運由申成之條爲奸曲事。

一於肥前守者爲斷向後傍輩之積習。同渡給衆徒手可致其沙汰事。

一不限山門奉行。諸奉行構奸曲不致廉直之披露之條。緩怠之至誠而有餘者乎。殊飯尾肥前。同大和。不經管領邊次第之沙汰。直掠申公儀之條背御沙汰大法事。

以前條々大概如斯。凡一山抽誠号仰皇化。三千運志号頭武將者也。然間今般之神訴者。全非輕上意。敢不忽善政。神輿頂戴之儼儀者偏改奉行奸曲。正爲仰公儀之德化也。裁許速至者七神含咲各歸座于本宮。增花洛潛衛之擁護。滿徒合掌互止住于本房。添御願長久之精祈焉。何粹別心。更非隱謀趣。三七之明祇垂知見。三塔之佛陀被照覽之旨。爲達衆望於上聞。粗勒子細於右而已。

この牒状は、永享五年七月十九日に、比叡山延曆寺の根本中堂に閉籠している山徒が、早く管領の沙汰として公方に申し入れるべきことを衆議一決した内容を記録したものであるが、比叡山延曆寺の衆徒が閉籠した上、日吉山王七社の神輿を担ぎ出して、嗽訴にまで及んで貫徹しようと企図した幾つかの要求事項の内容が一つ書き形式の箇条書きにして記載されているので、些か繁雑になるが、一つ書きにしてある箇条書きの部分についてだけ再度引用し、各箇条について現代語訳を試みると、大体以下のようなふう。

一去永享元年神輿動座之時被成下數通之御教書之間。三千忽依開愁眉神輿御歸坐之處。無幾程悔返御下知被成置。假令御教書之條太以所歎存也。衆徒等縱雖致非據之訴訟。既優神威被裁許之間。親仰清和之善政。奉此天子之一言綸言一致之御下知。爭猥可及異變之御沙汰乎。旁以口惜次第也。凡山門訴訟者以非爲理云叡慮有之理訴何可停滯乎

事。⁽¹⁰⁾

【現代語訳】「一つ、去る永享元年（一四二九）に神輿が動座になった時、数通の御教書をお出し下されたので、山門三千の衆徒は、たちまちに愁眉を開き、神輿が御帰座になったところ、幾らも程を経ずして、今度はそれを撤回するといふご命令を出された。仮にも御教書であるから、それを軽々しく撤回されるなどといふことは、甚だ嘆かわしく存ずる次第である。たとえ山門の衆徒らが道理に適わぬ訴訟を致しているとしても、既に一度は神威を尊んでご命令を出された以上は、これを世の中がよく治まっている善政と親しく仰ぎ、この天子の一言を正に論言に一致するご命令として奉るべきものであり、猥りがわしく変更するご処置などに及んだりしてよいものか。何れにしても、失望させられる次第である。およそ山門の訴訟は、非をもつて理となすものである。天子のお考えとは言いながら、どうして理のある山門の訴えを停滞させたりしてよいものかということ。」

一寶幢院者忝貞觀聖主之叡願。源家長久之苗裔也。然間彼院起立之御願依異于他。被奉奇數万貫之要脚之刻。猷秀法師可被仰付奉行職之由望申歟之間。雖被成御下知。未能土木一支之企。結句以多年收納之土貢爲奉掠公聞。致諸方之禮節之條。奉爲公方爲山門就冥顯不可然。仍猷秀猛惡之所行不可過之者也。所詮於彼要脚者悉被召返之。可致早速之造營事。⁽¹¹⁾

【現代語訳】「一つ、宝幢院は、かたじけなくも貞観の聖主（清和天皇）の叡願による建立であり、源家は、長く久しく遠いその子孫に当たる。それ故に、宝幢院を造営しようとする源家のご念願には、他家とは異なり、一入深いものがあるので、数万貫にも及ぶ巨額の費用を寄付されたのである。その時、猷秀法師が担当の奉行職に任命されたいと望み申し出たとかいふことで、猷秀を任命するご命令を出された。それにも拘らず、猷秀は、未だに土木工事での木一本の計画さえもできていない有様で、揚げ句には、公方への聞こえをよくしようとして、多年に亘って収納して

来た土地の産物を諸方にはらまき、付け届けを致して来たのだが、これは、公方のおためにも、山門のためにも、陰に陽に、全く宜しくない所行であるう。即ち、猷秀が働いて来た悪質な所行の数々の内で、これ以上悪質な行為は他に見当たらない程である。要するに、件の費用については、全額を猷秀から召し返され、早速宝幢院の造営工事を実施されるべきこと。】

一 猷秀望申尺迦迦堂關務不致破損之修理。而朽損之柱等或付墨塗丹成其償之條。前代未聞所行也。宜有御檢知事⁽¹²⁾。

【現代語訳】「一つ、猷秀は、釈迦堂の関所の事務職を望み申しておりながら、破損箇所⁽¹²⁾の修理を全く行っていない。そして、その埋め合わせの申し訳程度に、朽ち損じた柱などに墨を付けて見せたり、丹を塗って見せたりしているのは、前代未聞の横着極まる所行である。宜しく実際にご覧になって確かめられるべきこと。】

一 猷秀法師諸方借錢事。違天下之大法背山門格式。一倍之外無齋限致散用。相語奉行令押領方々所領田園等事⁽¹³⁾。

【現代語訳】「一つ、猷秀法師が諸方で借金をしていることは、天下の重要法規に違反し、山門の格式にも背く行為である。倍額を超えて際限もなく勘定をし、担当の奉行を相語らつて、方々にある所領や田園などを押領して来たこと。】

一 猷秀法師者既放覺大師門徒。削山徒之名字上者。速召給衆徒手。與俗名可勿首事⁽¹⁴⁾。

【現代語訳】「一つ、猷秀法師は、既に慈覚大師（円仁）の門徒の数から追い放たれ、最早山徒の名字を削られて以上は、速やかに衆徒の手に召し給わり、俗名を与えて首を刎ねるべきこと。】

一 當國愛智庄者當社日神供之祈所也。仍坐禪院代々雖致奉行至有罪科被改奉行職者。被社中仰付歟。不然者以山徒可被申付歟之處。号御祈所被仰付守護方之條。爲神領非例事⁽¹⁵⁾。

【現代語訳】「一つ、当国愛智庄は、当社の日々の神供の料所である。そこで、代々坐禪院が莊園の事務を担当して処理して来たが、罪科があつて担当の職を改められるに至つたとすれば、社中に仰せ付けられるか、さもなければ、山徒を申し付けられるかするのが筋であるのに、御料所などと銘打って、守護方に仰せ付けられたのは、神領として前例のないこと。」

一 當御代殊政化超于前々。撫民勝于代々。是併繼絶興廢爲御政道之處。赤松播磨守奉掠上聞。偏猷秀鼯負之儀在之間。就每事不恐公方不憚外聞。就賄賂屬訟恣令許容。奉爲公方爲不忠族之間。速可被處遠流事。⁽¹⁶⁾

【現代語訳】「一つ、當御代は、殊に政治によつて民が教化されること（政化）には、前々に超えるものがあり、民を撫育すること（撫民）には、代々に勝るものがある。全てこれは、絶えたるものを継ぎ、廢れたるものを興すという立派なご政道となつてゐる。ところが、赤松播磨守が上聞を欺き申し、偏に猷秀を鼯負にしているという事情があるために、猷秀は、何事につけても、公方を恐れず、外聞をも憚らない有様である。赤松は、賄賂に靡き、人を欺く行為に荷担し、恣に猷秀を許容して、公方のおためには不忠の族になつてゐるから、速やかに遠流の刑に処せられるべきであること。」

一 近年爲躰被沒倒山徒之所帶。被宛行公家武家甲乙人之間。顯密之要脚等令失墜。及御願之違亂之條所歎存也。所詮已前御罪科之山徒。於坐禪院等持勝行戒光者。如元可預安堵之御成敗事。⁽¹⁷⁾

【現代語訳】「一つ、近年は、山門の衆徒の所帶を没収して、公家や武家や甲乙人に宛て行われてゐる爲体であり、顯密兩教の費用などが不足を來たし、結果的に尊いご願が乱されるに至つてゐるのは、嘆かわしく存ずるところである。要するに、以前ご罪科を被つた山徒の坐禪院の等持・勝行・戒光（ここでは、仮に三名と考えた）においては、元通りに安堵のご成敗に与かるべきであること。」

一三千聖供者佛聖燈油之要脚滿山禪徒之資糧也。如風聞者以聖供之内。山門奉行飯尾肥前守契約之令受用云々。背御下知構己用事。⁽¹⁸⁾

【現代語訳】「一つ、山門三千の聖供は、仏聖燈油の費用であり、比叡山の禪徒全員の給与になつてゐるものである。ところが、噂によると、山門奉行の飯尾肥前守が約束をして、聖供の一部を受け取つて自分で勝手に使つてゐるといふが、これは、ご命令に背き、自己の私用を構へてゐること。」

一肥前守令最眞猷秀事者。別而契約之子細依有之。不顧後日之突鼻。偏任欲心不弁兩方之理非片手打。万事猷秀理運由申成之條爲奸曲事。⁽¹⁹⁾

【現代語訳】「一つ、飯尾肥前守が猷秀を最眞にしていることは、特に約束している事情があるので、後日譴責を被ることを顧慮せず、偏に欲心のまにまに、双方の理非を弁えず、片手落ちにして、万事猷秀の方が道理に適つてゐるなどと言ひ張つてゐるのは、邪曲であること。」

一於肥前守者爲斷向後傍輩之積習。同渡給衆徒手可致其沙汰事。⁽²⁰⁾

【現代語訳】「一つ、飯尾肥前守については、「向後傍輩之積習」を断絶せんがために、猷秀と同様、衆徒の手に渡し給わり、その処置を致すべきこと。」

この一つ書きの箇条は、非常に短いものではあるが、筆者が殊に関心を寄せてゐる「向後傍輩」という日本中世に特有の定型的な表現形式を伴つてゐるものである。この表現形式が室町時代の資料の上に見出されるのは、非常に珍しい事例に属すると言へる。ここでは、「向後傍輩」にとつて「積習」となることを断絶すべく、飯尾肥前守の身柄を衆徒の手に引き渡されるように要求する旨衆議一決したことが記されている。先に掲出した箇条の内容と照らし合わせると、山徒らの衆議では、飯尾肥前守の身柄を山徒の側に引き渡させ、山徒の手で、猷秀と同様に、首を刎ねる

か、さもなければ、赤松播磨守について要求していたのと同様に、極刑を一等減じて遠流に処するかすることを目論んでいたと考えられる。

一 不限山門奉行。諸奉行構奸曲不廉直之披露之條。緩怠之至誠而有餘者乎。殊飯尾肥前。同大和。不經管領邊次第之沙汰。直掠申公儀之條背御沙汰大法事。⁽²¹⁾

【現代語訳】「一つ、山門奉行に限らず、室町幕府の諸奉行連中が邪な悪巧みをして正直に報告を致さないでいるのは、職務怠慢の極致であり、嚴重なる上にも嚴重に戒められるべきことであろう（引用文中に「誠」とあるのは、「誠」の誤字と解する）。殊に飯尾肥前守、同大和守は、管領周辺でのきちんと順序を踏んだ処置を経ずに、直接に公儀（室町幕府將軍）を謀り申しているが、これは、ご裁定の重要法規に背くものであること。」

山門の牒状は、以上の如く一つ書き形式の箇条書にして、数箇条に亘って要求事項を提示した後で、次のように述べ、日吉山王七社の神輿を担ぎ出して、今度の訴訟に及んだ趣意を説明している。

今般之神訴者。全非輕上意。敢不忽善政。神輿頂戴之儼儀者偏改奉行奸曲。正爲仰公儀之德化也。⁽²²⁾

【現代語訳】「今度山門の衆徒が比叡山全山を挙って神訴に及んだのには、上意を軽んじる意図などは全くなく、敢えて善政を忽諸するものでもない。わざわざ日吉山王七社の神輿を担ぎ出し奉る仕儀に立ち至ったのは、他でもない、偏に飯尾肥前守の如き室町幕府の奉行人連中の邪な悪巧みを改め正し、正に公儀の徳による教化を仰がんだためである。」

三 山門の訴訟の展開（その一）

『看聞御記』永享五年七月廿七日の条によると、

御乳人歸參。數日内裏祇候。禁中物忿。警固番衆夜ハ門内へ出入留云々。室町殿被申趣。若陣中神輿奉振入者。他所へ緝可成行幸云々。仙洞ハ御老躰之間。神輿有入洛者醍醐へ可成申御幸云々。御共人々冠帶用意。人々皆内裏へ可參。狩衣輩ハ仙洞へ可參之由被定云々。火事之御用心而已云々。⁽²³⁾

【現代語訳】「御乳人が京都から帰参して報告するところでは、数日間内裏にお伺いしていたが、禁中は落ち着かず、何かと騒がしく、警固の番の衆が、夜間は内裏の門内への出入りを禁止しているそうだ。室町殿が申し越された趣は、もし山徒が内裏の陣中にまで神輿を振り入れ奉ったならば、取り急ぎ他所へ行幸をなされたいとの由。また、仙洞は、御老体であるから、神輿が京都市内に入って来たら、取り敢えず醍醐へ御幸をなし申されよとの由。お共の人々は、衣冠束帯の礼装を用意して、全員内裏へ参上せよ。狩衣の者は、仙洞へ参上せよと決定されたという。ひたすら火事のご用心あるのみだという。」

『看聞御記』永享五年閏七月三日の条によると、

聞。未明北白河へ馬借寄來在家放火。河原警固畠山馳向追拂云々。洛中又騒動。凡諸大名三ヶ夜ツ、結番。河原取陣。神輿有入洛者可奉防用意云々。⁽²⁴⁾

【現代語訳】「聞くところでは、未明に北白河へ坂本の馬借が押し寄せて来て、在所の民家に放火した。鴨川の河原で警固していた畠山勢が馳せ向かって、馬借共を追い払ったということだ。これによって、京都市中は、またまた騒

動になった。おおよそのところ、諸大名は、三夜ずつ交替で順番を決め、鴨川の河原に陣取っている。神輿が京都市内に入って来ることがあれば、その水際で防衛し奉ろうと用意をしているのだそうである。】

【看聞御記】永享五年閏七月六日の条によると、

御乳人歸參。(中略) 山訴事同前。三寶院籌策申云々。⁽²⁵⁾

【現代語訳】「御乳人が京都から帰参した。(中略) 山訴のことは、相変わらずの状態である。三宝院(満濟准后)が仲裁に入り申したとの由。」

四 山門が重ねて出した牒状の内容

【看聞御記】永享五年閏七月八日の条によると、

山門又重牒状披見。⁽²⁶⁾

【現代語訳】「山門が重ねてまた牒状を出したので、披見した。」

【看聞御記】同日条には、それに続けて、やや長文の牒状が記載されている。この時山門が重ねて出した牒状の全文を次に掲出する。

永享五年潤七月七日。山門根本中堂閉籠衆議曰。重可爲管領御沙汰被申達公方事。

右一天賞罰者酬公武之徳化。九重理亂者隨佛神之感應。因茲成敗守理者神和テ人悦。政道任非者天背テ地傾。

是自然之道理也。豈非眼前之鏡界乎。然間。爲蒙決裁載神輿者山門之法度候。奉優吾神被達衆驚者公議之吉例也。爰今般神訴事。依被伺上聞條目内三ヶ條被成敗裁許之條且以所開愁眉也。然而於本訴者。一向被弃置之間神慮難慰愁訴難収者歟。以前進覽之條目悉無御裁報之儀者。吾神争可有歸座乎。所詮於播磨守滿政者永被放不反之遠嶋。至猷秀并肥前守者速可召賜衆徒手者也。將又所勒條目之山徒被成安堵。自餘條目者任御成敗之旨。或仰年之御下知。或就得贊之牢人等謹而理運之由。可申注進之處也。凡神輿動坐全非噉訴。耀神威而彌爲致御運万歲懇祈也。衆徒訴達更非輕蔑。重上意而倍爲添武德裁之懇符也。宜被垂憐愍之賢慮。御裁許令遲怠者神輿入洛不可有豫議之旨。衆議如件。⁽²⁷⁾

これは、永享五年閏七月七日に、山門の根本中堂に閑籠した衆徒が、重ねて管領のご処置として公方に申し達することに衆議一決した内容を記録したものであるが、この衆議の中心主張は、次に再度抜粹・引用する部分に書かれていると考えられる。

爰今般神訴事。依被伺上聞條目内三ヶ條被成敗裁許之條且以所開愁眉也。然而於本訴者。一向被弃置之間神慮難慰愁訴難収者歟。以前進覽之條目悉無御裁報之儀者。吾神争可有歸座乎。所詮於播磨守滿政者永被放不反之遠嶋。至猷秀并肥前守者速可召賜衆徒手者。⁽²⁸⁾

この抜粹・引用部分についての現代語訳を試みると、大体次のようになると思われるから、今回の山訴で山徒側から出されている多岐に亘る要求事項の核心を成している部分について繰り返し述べて、中心となる請求が何であるのかを再確認している内容であることが伺われる。

【現代語訳】「さて、今度の神訴のことは、上聞を伺ったので、箇条書きにした要求の内の三箇条までは、取り計らう裁許を被ることができたから、山門の衆徒らは、一旦愁眉を開くこととは相成った。しかし、懸案となっている肝

心の訴については、一向に顧みられず、捨て置かれたままになっていて、このような有様では、神慮を慰め難く、愁訴も収まりが宜しくないのではないか。以前ご覧に入れようと進上した箇条書きの要求をことごとくご裁断あると通知されるのでない限り、吾等が日吉山王の神がご帰座になることはあるまい。結局、播磨守満政については、二度と京都に帰還することのできない遠島に永久に追放され、猷秀並びに飯尾肥前守は、速やかに衆徒の手に召し給わるべきものである。」

五 山門の訴訟の展開（その二）

『看聞御記』永享五年閏七月十日の条によると、

抑山訴事以前畠山徒三人以前被突鼻。免許雖被看仰衆徒猶噉訴。來十三日神輿入洛必定云々。洛中田樂神輿爲供奉皆登山。犬神人等觸仰云々。京中小路々々木戸逆木被引。禁裏陣内四方車逆木引。大名四頭警固申。仙洞醍醐可成御幸云々。隈雜言語道斷事云々。⁽²⁹⁾

【現代語訳】「ところで、今回の山訴のことが持ち上がって来る以前に、（ここでは、次の「畠」の字を誤字と解する）山徒三人が譴責を被ったことが以前にあった。彼等を免許して衆徒を宥めようとしたが、衆徒連中は、なおも噉訴を続けている。かくして、来たる十三日に日吉山王の神輿が京都市内に突入するのは必定と言われている。京都市中の田樂共は、神輿に供奉しようとして、皆比叡山に登って行ってしまっている。犬神人等がその命令を触れて回っているようだ。一方、京中の小路という小路には、木戸や逆木を引き廻らしてあり、防備を嚴重にしている。禁裏の陣内にも、四方に車や逆木を引き据えてあり、四人の頭人の大名が当番で警固し申し上げている。仙洞は、醍醐へ御

幸になるそうだ。猥りがわしい混乱ぶりは、言語道断な程だそうである。』

『看聞御記』永享五年閏七月十二日の条によると、

明日御輿振治定之由風聞。御乳人内裏へ参⁽³⁰⁾。

【現代語訳】「いよいよ明日日吉山王の御輿を振ることが本決まりになったとの由で、噂が流れている。御乳人は、内裏へ参上した。」

『看聞御記』永享五年閏七月十三日の条によると、

去夜雲母坂火多下。神輿已入洛之由洛中騒動。禁仙馳参云々。雖然無其儀。十六日申日也。可爲其日之由又風聞。變變説未定也。⁽³¹⁾

【現代語訳】「昨夜雲母坂を火が多く下って来た。日吉山王の神輿が既に京都市中に入ったとの由で、京都市中は、大騒ぎである。禁裏と仙洞には、人々が馳せ参じたそうだ。しかし、神輿入洛の儀は実はなかった。今度の十六日は、申の日であるから、多分その日になるのだらうとまた噂されている。話がどんどん変わって行くので、定説はない。」

『看聞御記』永享五年閏七月十五日の条によると、

庭田宰相出京。神輿明日入洛風聞。禁裏爲参罷出。⁽³²⁾

【現代語訳】「庭田宰相が京都へ出向いた。神輿が明日には入洛するだらうと噂されているので、禁裏に参上するために、罷り出たのである。」

『看聞御記』永享五年閏七月十六日の条によると、

源宰相歸參。山訴事管領被執申。諸大名同心申問。被成御教書。猷秀法師并飯尾肥前守。同大和守可被流罪。赤松大河内事ハ宗領赤松可爲計由被仰出云々。山門未申御返事定可落居歟云々。⁽³³⁾

【現代語訳】「源宰相が帰参して報告するところでは、山訴のことは、管領が執り成し申され、諸大名も同意申したので、御教書を出され、猷秀法師並びに飯尾肥前守、同大和守は、流罪に処せられるべく、赤松大河内のことは、赤松総領家の計らいとするべき由を仰せ出されたとのことである。山門は、未だご返事を申しでないが、恐らくこれで一件落着と相成るのではないかということだ。」

『看聞御記』永享五年閏七月十七日の条によると、

山門御返事猷秀法師流罪ハ不可叶。山徒手ニ可被渡之由固申云々。⁽³⁴⁾

【現代語訳】「山門のご返事では、猷秀法師の流罪だけはどうしても叶うまいから、その身柄を山徒の手に渡されるべしと、なおも固執して申し立てているとのことである。」

『看聞御記』永享五年閏七月十八日の条によると、

今御所御歸寺。御乳人御共參。山訴雖未落居無盡期之間有御歸。⁽³⁵⁾

【現代語訳】「今御所（入江殿）がお寺にお帰りになった。御乳人がお共に参った。山訴が未だに一件落着に至らず、何時果てるとも知れず、際限がないようなので、ひとまずお帰りになったのである。」

『看聞御記』永享五年閏七月廿四日の条によると、

依山訴物念。八朔要脚不致沙汰計會之間仙洞御質物可申出事。四辻二遣狀申談。源宰相罷向可申沙汰之由申云々。⁽³⁶⁾

【現代語訳】「山訴が落着しないので、八朔の費用を調達できず、困惑させられているから、仙洞に御質物を申し出そうということをや四辻氏に書状を遣わして相談した。源宰相が罷り向かって処置を申すべき由を申ししたこと。」

六 山門が再び重ねて出した牒状の内容

『看聞御記』永享五年閏七月廿五日の条によると、

山徒廿日重進牒狀云々。一覽記⁽³⁷⁾之。

【現代語訳】「山徒が、二十日に、重ねてまたもや牒状を進上したという。一覽したので、これを記しておこう。」

『看聞御記』同日条には、それに続けて、かなり長文の牒状を全文掲げている。

永享五年閏七月廿日。大講堂三院宿老集會議曰。早可爲管領御沙汰被申達公方事。夫耀神威達衆鬱者山門之嘉例。募法檢散鬱陶者佛家之舊貫也。委旨連々訴狀事舊畢。而今般大訴者誠惡逆無黨之族。興正直捨擾之宗。拂山中冥時之雲霧。爲顯台領明清之日月也。爰猷秀法師并爲種男可賜衆徒手之旨。若輩連日訴訟之處。御下知之趣止死罪可被放遠嶋之由。及度々寛宥之儀歟。然而爲斷後昆逆亂之積習。成滿山一之群儀上者。任望同申旨可渡賜山門者也。若尙爲同篇之御成敗者。不移時日捧七社之輦輿於九重之雲。三千禪徒等可埋骸於花洛之土之趣。一山之若徒約諾既令一定云々。剩奉成神幸帝都者。三塔堂舍佛閣七社大神小神致同時煖燼之亂惡。山上者或狐狼之栖。社頭者

可成牛馬之園之旨令露顯畢。凡近日四五ヶ條雖被成裁許。如風聞者被差下兩佐々木向近江。山徒等可被責伏及御結檐歟。是又一事兩様之御沙汰。更以堵思無之。嗚呼吾山開關六百餘歲。未聞如然之例。武將之征夷數十輩。未聞當山之滅亡之成敗。悲哉當御代佛法忽令破滅者。有神威之冥應乎。然者日月速墮地。天下可爲暗暝之條探眼者也。仍爲仰無爲之裁報。宿老等悲淚之餘述愚才短慮之群議。粗所勒如斯。⁽³⁸⁾

この牒状は、永享五年閏七月廿日に、比叡山延暦寺大講堂の三院の宿老達が、集会を開催して決議した内容を記録したものであるが、前掲の山門の牒状と同様に、やはり室町幕府の管領の処置を通じて公方へ申し達せんとする趣を述べてある。この山門による再度重ねての牒状の要求の核心を成す事項は、恐らく次に抜粋・引用する部分に書かれている要求事項ではないかと思われる。

爰猷秀法師并爲種男可賜衆徒手之旨。若輩連日訴訟之處。御下知之趣止死罪可被放遠嶋之由。及度々寛宥之儀歟。然而爲斷後昆逆亂之積習。成滿山一之群儀上者。任望同申旨可渡賜山門者。⁽³⁹⁾

この抜粋・引用部分に現代語訳を施せば、次に記すような意味になろう。

【現代語訳】「さて、猷秀法師並びに為種という男（飯尾肥前守）を衆徒の手に賜りたいと山門の若輩連中が連日訴え求め続けて来たが、京都の公武政権によるご命令の趣旨は、彼等の死罪を止めて、代わりに死一等を減じて遠島に追放される処罰とされる由であり、寛大にも彼等の罪をお赦しになる趣旨のご命令を度々出されているようだ。しかしながら、「爲斷後昆逆亂之積習」に、比叡山が全山一致の合意を形成した以上は、山徒が望み、異口同音に申し立てている旨に従って、彼等の身柄を山門の手に渡し賜るべきものである。」

この抜粋・引用部分の中に書かれている「爲斷後昆逆亂之積習」との言い回しは、前掲の永享五年七月十九日付けの山門が最初に出した牒状の中で、特に筆者が注目した箇条の中に出ている「爲斷向後傍輩之習」⁽⁴⁰⁾と殆ど同義の

言い回しとして使用されている点に注意したい。即ち、ここでは、「後々にも争乱が繰り返される積もり重なった悪習をこの際断絶するため」にこそ、猷秀法師らの身柄を山門の衆徒の手に渡し賜りたいと強く要請し続けて来たのだと言っているのである。そして、もし山門のこの要求が京都の公武政権（取り分け室町幕府）の側に受容されなければ、いよいよ日吉山王七社の神輿を京都市内に突入させて、京都を灰燼に帰せしめるとまで息巻いて、恫喝に及んでいるのであるが、更に、京都の室町幕府政権の両端を持する態度を批判して、次のように述べている点も見落とすことはできないと思われる。

凡近日四五ヶ條雖被成裁許。如風聞者被差下兩佐々木向近江。山徒等可被責伏及御結構歟。是又一事兩様之御沙汰。更以安堵思無⁽⁴¹⁾之。

【現代語訳】「そもそも近日に至り、山門の要求事項の内、四・五箇条については、裁許を成されたものの、噂に聞くところによると、室町幕府の側では、両佐々木氏を差し下して近江に向かわせ、山徒らを攻撃して屈伏させようとのご計画を立てていらつしやるとか。これまた、一事両様のご沙汰と申すものであって、これでは、山徒は、一向に安堵の思いを得られない。」

七 山門の訴訟が一件落着する

『看聞御記』永享五年閏七月廿六日の条によると、

源宰相歸參。(中略)抑山訴事落居。昨夕管領。猷秀坊へ押寄召捕。土佐國配流。今朝立洛中云々。飯尾肥前爲上意逐電了。赤松大河内事可被預宗領云々。河原諸大名警固ハ神輿歸座までハ可被置云々。⁽⁴²⁾

【現代語訳】「源宰相が帰参した。(中略)ところで、漸くにして、山訴のことが一件落着した。昨夕管領の軍勢が猷秀の坊である光照院へ押し寄せて猷秀を逮捕し、土佐国に配流した。今朝京都市中を立ったという。一方、飯尾肥前守は、上意を承って逐電し、何処へやら姿を消してしまった。赤松大河内のことは、赤松氏の総領家に預けられたという。鴨川の河原での諸大名による警固は、神輿が帰座するまでの間は、そのまま置かれ続けるそうだ。」

『看聞御記』のこの記事は、簡潔な記述ながら、今回の山門の訴訟の決着の付け方が大層よく伺われる記述であり、非常に重要な記録資料になっていると考えられる。今度の山門の嗽訴で、山門側から第一番に槍玉に挙げられ、激しく糾弾を受けていた猷秀法師は、ここに至って、とうとう室町幕府権力(管領)に逮捕されて身柄を拘束され、土佐国への流罪に処せられる結末となった。ところが、これに対して、猷秀法師と並んで山門からの大層手厳しい指弾を受けていた飯尾肥前守は、あろうことか、室町幕府將軍(足利義教)から直々の「上意」を受けて「逐電」し、何処かへ姿をくらましてしまったというのである。しかし、このように曖昧極まる決着の付け方では、山門側の要求通りに飯尾肥前守の身柄を山門に引き渡して、山門の手でしかるべく処罰させることによって、「斷後昆逆亂之積習」ことも、「斷後昆逆亂之積習」ことも、最早事実上全く不可能になり、共に全く無意味な空論になり終わってしまう他はなくなるであろう。この簡潔な記事は、既に二月以上に及び、長引いていた今回の山門の訴訟の実際の決着の付けられ方について、実にありありと具体的に描き出しているものと思われるが、同時に、中世中期における「向後傍輩之積習」の断絶要求の実態と実状を伺うにも十分足りる記録資料になっていると考えられるので、この場を借りて、資料紹介の形式を取って特に紹介させて頂いた次第である。

『看聞御記』永享五年八月一日の条によると、

抑大宮神輿二社卅日先歸座云々。珍重也。自餘御輿未無歸座云々。⁽⁴³⁾

【現代語訳】「ところで、大宮に放り出したままになっていた日吉山王七社の内の一社の神輿は、先月末三十日に先ず帰座したという。それ以外の御輿は、未だに帰座していないそうさだ。」

『看聞御記』永享五年八月九日の条によると、

山訴落居。神輿七社歸座了。天下惣別珍重々々。⁽⁴⁴⁾

【現代語訳】「山訴は、漸く一件落着した。神輿は、日吉山王七社の全てが帰座し了えた。これで、天下のことは、万事めでたしめでたしである。」

『看聞御記』の著者である後崇光院（貞成親王）は、山訴が漸く終結を見たことをこのように手放して喜んでいるが、この山訴には、後日譚がある。

『看聞御記』永享五年八月十三日の条によると、

抑聞。昨日未明自山門大勢三井寺へ押寄。寺中自元構城郭用意之間。於木戸口責戦。一木戸被破責入。自二木戸打出濱へ追出。又山徒大勢入替責戦之間引返。其時寺方四人被討了。自辰刻至晚頭合戦。兩方手負數多云々。^{三井寺手負}

七餘人。死人四人。山門手負及七百人云々。死人何人不知

寺城不責落。山門引膠之時。辻堂一字焼云々。今度山訴不與力。公方へ參。其無念云々。但馬借号所行山徒不存知之由。後日陳申云々。⁽⁴⁵⁾

【現代語訳】「ところで、聞くところでは、昨日未明に、山門から大勢が繰り出して、三井寺（園城寺）へ押し寄せたそうさだ。三井寺の寺中は、元より城郭を構えて防戦の用意を整えてあることだから、木戸口において邀撃して戦っ

た。三井寺方は、一の木戸を破られ、攻め込まれたが、二の木戸から撃退し、山徒を打出の浜へ追い出した。しかし、また山徒が大勢を入れ替えて攻撃して戦ったので、引き退いた。その時に、三井寺方は、四人が討たれてしまった。朝の辰の刻から夕方に至るまで合戦を続け、両方が負傷者を多数出したという。三井寺側は、負傷者が七十余人、死人が四人、山門側は、負傷者が七百人に及んだという。山門側の死者が何人いたかは知られていない。三井寺の城を攻め落とせないまま、山門側が退却する時に、辻堂を一字焼いたそうである。今度の山訴に、武家寄りの三井寺が山門への加勢をせず、公方側へ参じた。その無念を晴らそうという訳だ。但し、後日に至って、これは、全て坂本の馬借らの所行であって、山徒らは一切関知していなかったとの由の釈明を申し述べたとかいうことだ。』

『看聞御記』永享五年八月十五日の条によると、

抑聞。三井寺自公方御合力。武衛夜前罷向。畠山。山名被仰。皆故障申云々。今日又山門可寄之由風聞。然而無其儀歟。追聞。武衛勢廳引歸。公方對御勢不可合戰由山徒申云々。⁽⁴⁶⁾

【現代語訳】「ところで、聞くところでは、三井寺には公方がご加勢なされ、勘解由小路武衛が昨晚加勢に罷り向かったという。最初は、畠山や山名が加勢するよう命ぜられたが、皆差し障りがあると申し立てて、辞退したということだ。今日また山門が攻め寄せて来るといふ噂が流れたが、三井寺に対する攻撃はなかったようだ。後から聞いたところでは、武衛の率いる軍勢は、間もなく引き返して来たそうだ。公方の差し向けたご軍勢に対して合戦を仕掛けることはないと言山徒らが申したということだ。」

そして、『看聞御記』永享五年八月十九日の条によると、

抑山訴無爲落居。人々室町殿參賀云々。自是付三條申如例。⁽⁴⁷⁾

【現代語訳】「ところで、山訴が無事に一件落着いたので、人々が室町殿へお祝いの参賀に罷り出たそうだ。当方からも、三条氏に言付けてお祝いを申し上げたが、これは、通例の通りである。」

終わりに

以上、この資料紹介では、十五世紀の室町時代中期に後崇光院（伏見宮貞成親王）が書き残した日記『看聞御記』の記事に専ら依拠して、永享五年七月から八月へかけての約三ヶ月間に亘り山門（比叡山延暦寺）が行った訴訟（嗽訴）の一部始終について、一通り簡単に紹介した。今回永享五年秋に実際に行われたこの山門の嗽訴の事例を取り上げて紹介することによって、筆者が数年来殊に関心を寄せている日本中世に特有の「向後傍輩」または「傍輩向後」と定型化された独特な言語表現形式が、十五世紀の室町時代中期に至ってもなお、比叡山延暦寺などの寺社の訴訟上の罪科請求において、実際に使用された事例が実在していたという事実を確認し、具体的に検証することができたと考える。しかし、そればかりでなく、今回取り上げて紹介した山門の訴訟の一伍一什の事例を見ると、一般に中世における訴訟の上で殆んど執拗なまでに繰り返し請求されていた「向後傍輩」または「傍輩向後」の「見懲らし」ということが、現実の個別の訴訟事案においては、如何なる形態での終局を迎えるのが常であったのかという、決して小さくない疑問の点についても、少しく暗示するところがあるように思われる。

注

(一) 『看聞御記』永享五年七月十八日条（続群書類従・補遺 二 看聞御記（下））、続群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一九頁

- (2) 『看聞御記』永享五年七月十九日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一九頁
- (3) 『看聞御記』永享五年七月廿日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一九・一一〇頁
- (4) 『看聞御記』永享五年七月廿一日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (5) 『看聞御記』永享五年七月廿二日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (6) 『看聞御記』永享五年七月廿三日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (7) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (8) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (9) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一〇頁
- (10) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一一頁
- (11) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一一頁
- (12) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一一頁
- (13) 『看聞御記』永享五年七月廿四日条〔統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)〕、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一一一頁

- (14) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (15) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (16) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二一・一二二頁)
- (17) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (18) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (19) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (20) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (21) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (22) 『看聞御記』 永享五年七月廿四日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二二頁)
- (23) 『看聞御記』 永享五年七月廿七日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二三頁)
- (24) 『看聞御記』 永享五年閏七月三日条 (統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇日、一二四頁)

- (25) 『看聞御記』 永享五年閏七月六日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二四頁)
- (26) 『看聞御記』 永享五年閏七月八日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二五頁)
- (27) 『看聞御記』 永享五年閏七月八日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二五頁)
- (28) 『看聞御記』 永享五年閏七月八日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二五頁)
- (29) 『看聞御記』 永享五年閏七月十日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二五・一 二六頁)
- (30) 『看聞御記』 永享五年閏七月十二日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二六頁)
- (31) 『看聞御記』 永享五年閏七月十三日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二六頁)
- (32) 『看聞御記』 永享五年閏七月十五日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二六頁)
- (33) 『看聞御記』 永享五年閏七月十六日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二六頁)
- (34) 『看聞御記』 永享五年閏七月十七日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二七頁)
- (35) 『看聞御記』 永享五年閏七月十八日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二七頁)
- (36) 『看聞御記』 永享五年閏七月廿四日条 (『統群書類従・補遺 二 看聞御記(下)』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一
二七頁)

- (37) 『看聞御記』永享五年閏七月廿五日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一二八頁）
- (38) 『看聞御記』永享五年閏七月廿五日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一二八・一二九頁）
- (39) 『看聞御記』永享五年閏七月廿五日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一二八頁）
- (40) 注（20）所引の『看聞御記』永享五年七月廿四日条山門牒状の中の一箇条
- (41) 『看聞御記』永享五年閏七月廿五日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一二九頁）
- (42) 『看聞御記』永享五年閏七月廿六日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一二九頁）
- (43) 『看聞御記』永享五年八月一日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一三〇頁）
- (44) 『看聞御記』永享五年八月九日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一三一頁）
- (45) 『看聞御記』永享五年八月十三日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一三二頁）
- (46) 『看聞御記』永享五年八月十五日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一三二頁）
- (47) 『看聞御記』永享五年八月十九日条（『統群書類従・補遺 二 看聞御記（下）』、統群書類従完成会、一九九一年七月二〇、一三三頁）